

第1章 伊勢市水道事業ビジョン策定の趣旨

1.1 伊勢市水道事業ビジョン策定の趣旨

本市水道事業*では、厚生労働省の新水道ビジョンに基づき、水道事業の現在抱える課題に対して、中長期的視点に基づき将来あるべき理想像を示すとともに、その理想像を具現化するための具体的な取組を示す「伊勢市水道事業ビジョン」を平成31年3月に策定しました。

伊勢市水道事業ビジョンは、『^{うま}美し水 つなぐ信頼 ^{こころ}伊勢心』を基本理念とし、「持続：健全で持続可能な水道経営」、「安全：安全で安心できる水道水の供給」、「強靱：災害に強いしなやかな水道の構築」の3つの目標の達成に向け、各種施策に取り組んでいくものです。

このたび、伊勢市水道事業ビジョンの策定から5年が経過し、前期期間が終了する時期となりました。

この5年間、本市水道事業はビジョンに基づき積極的に取組を推進してまいりましたが、全国的に水道事業を取り巻く状況はさらに厳しさを増し、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化が進んでいます。また、頻発する大規模地震や台風・集中豪雨等による断水リスクの増大に対する対応の強化も必要とされる一方、財源不足等の課題も顕在化しています。このため、水道の基盤強化を図ることを目的に平成30年12月に改正された水道法が令和元年10月に施行されました。伊勢市においても全国的な状況と同様で、水需要の減少に伴い給水収益が減少する中、施設の老朽化対策や耐震化にも取り組んでいますが、大規模地震の発生や災害の激甚化・頻発化、断水リスク等への対応が十分ではありません。

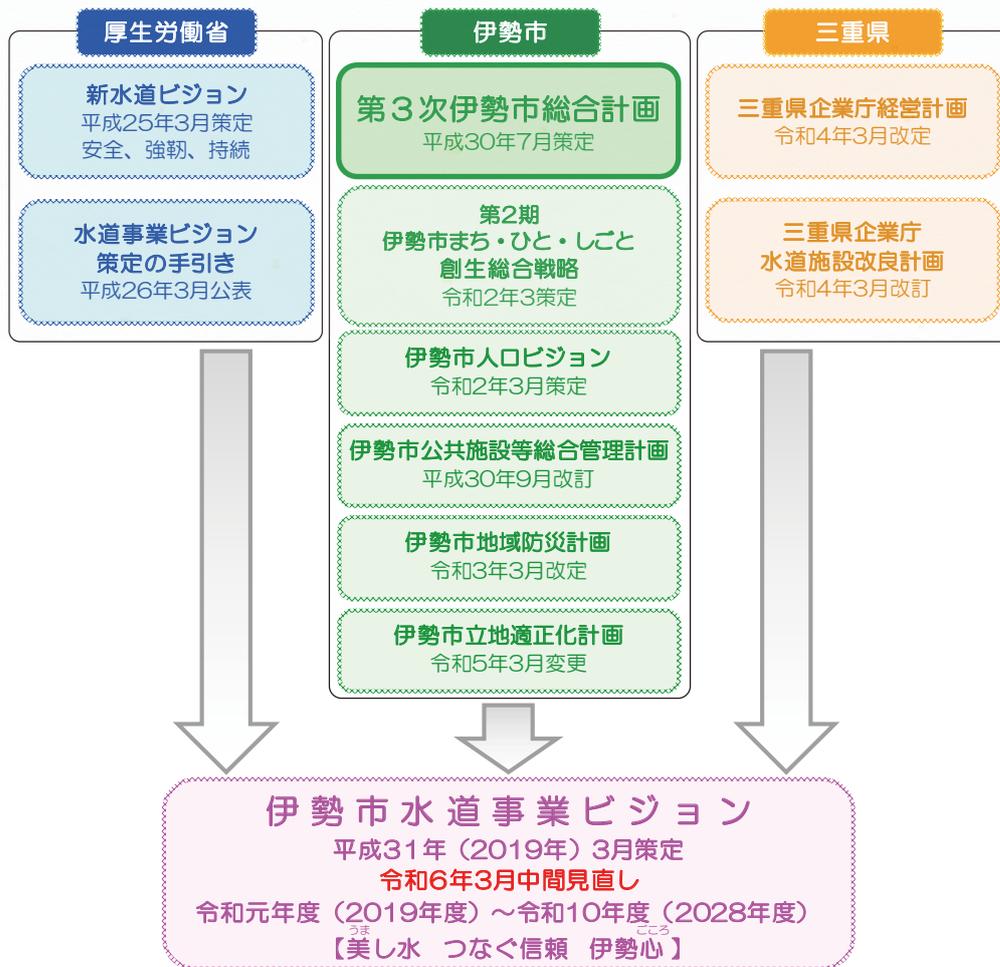
これらのことを踏まえ、ビジョンにおける計画期間の中間時点である令和5年度において、これまでの事業を振り返り中間評価を実施し、課題や施策、具体的な実現方策の見直しを行い「伊勢市水道事業ビジョン（中間見直し）」を策定しました。

なお、今回の見直しは、現行ビジョンと同様、伊勢市水道事業の「経営戦略」の見直しを含むものです。

1.2 伊勢市水道事業ビジョンの位置付けと計画期間

伊勢市水道事業ビジョンは、厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」や市の上位計画である「第3次伊勢市総合計画」、三重県企業庁が策定した「三重県企業庁経営計画」と整合・調整を図っていくものです。

本ビジョンの目標年度は令和10年度(2028年度)とし、計画期間は令和元年度(2019年度)から令和10年度(2028年度)の10年間とします。



図：伊勢市水道事業ビジョンの位置付け

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	..
	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	..
厚生労働省	水道ビジョン										新水道ビジョン																
伊勢市	伊勢市総合計画										*	第2次伊勢市総合計画					第3次伊勢市総合計画										
伊勢市水道事業	伊勢市水道事業基本計画										伊勢市水道事業ビジョン																
																● 中間見直し											

※平成25年度 市政運営計画

図：上位計画と伊勢市水道事業ビジョンの計画期間

1.3 水道法改正との関係

厚生労働省は、水道施設の老朽化の進行、耐震化等災害対応の遅れ、計画的な更新のための備えが不十分といった水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るべく、平成30年12月に水道法を改正し、令和元年10月に施行しました。

改正水道法では、水道の基盤強化を図るため、国、都道府県、水道事業者等の責務を明確にしており、「広域連携の推進」、「適切な資産管理の推進」、「官民連携の推進」が重要であると位置づけています。

本市水道事業では、これまでも適切な資産管理を推進し、水道の基盤の強化に努めてきましたが、今後においては本市水道事業の実情や特性を考慮した広域連携等に取り組み、さらなる水道の基盤の強化に努めていくこととします。

改正の趣旨
人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。
改正の概要
<p>1. 関係者の責務の明確化</p> <p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。 ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。 ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p> <p>2. 広域連携の推進</p> <p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。 ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。 ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p> <p>3. 適切な資産管理の推進</p> <p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。 ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。 ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。 ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p> <p>4. 官民連携の推進</p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。 <small>※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。</small></p> <p>5. 指定給水装置工事事業者制度の改善</p> <p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。 <small>※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。</small></p>
施行期日
令和元年10月1日 (ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない)

図：水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

(出典：厚生労働省 ホームページ)

1.4 SDGs について

1.4.1 SDGs の概要と伊勢市の取組

SDGs*（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、令和 12 年を期限とする国際社会全体の 17 の開発目標（ゴール）です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

さまざまな取り組みにおいて、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限反映することにより、政策全体の最適化や地域課題解決の加速化、取り組みの一層の充実・深化を図ることが求められています。

伊勢市では、SDGs の理念に沿った持続可能なまちづくりを進めるため、17 のゴール達成に向けて、各分野において各施策に SDGs の要素を的確に反映し、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取り組みを推進しています。

1.4.2 本ビジョンとの関係

本ビジョンにおいても、SDGs が掲げる 17 の開発目標と関連性が高い施策を位置付け、各施策の推進により SDGs の達成を目指していきます。詳細は第 5 章に記載します。



図：SDGs17 の開発目標

（出典：国際連合広報センター ホームページ）